

大田区中小企業融資あっせん申込要領

【小規模企業特別事業資金】

大田区産業振興課融資係

大田区中小企業融資あっせん相談・申込窓口

受付日時：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前 9～11 時、午後 1～4 時

※ 予約制ではありません。来所された順にご案内します。
午後（特に 2 時以降）は混み合いますので早めにご来所ください。

大田区産業振興課融資係 電話 03-3733-6185 FAX 03-3733-6159
大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 2 階

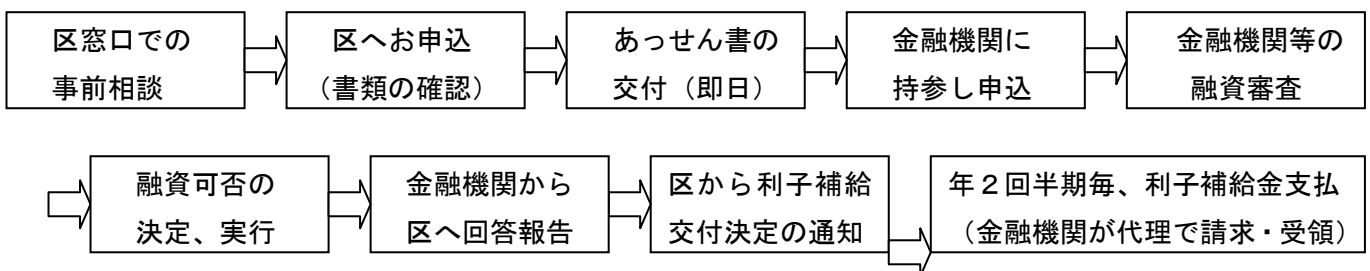
本制度は、区内中小企業の皆さまが必要とする事業資金の融資を、所定の資格要件を満たすことにより取扱金融機関にあっせんし、融資実行となった場合に利子補給等を行うものです。よって、区が直接融資するものではなく、金融機関等の審査によっては融資が受けられない場合や、減額となる場合があります。

融資制度ごとの所定の要件や適用金利等については、融資制度パンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」等でご確認ください。また、事前に窓口にて専門相談員にご相談いただき、申込要領をよくご確認いただいた上で必要書類をご持参いただくようお願いいたします。ご不明な点がございましたら窓口にお問い合わせください。

お申込前の注意事項（裏面の「その他の注意事項」も必ずご覧ください）

- ・ あっせんの資格要件は融資制度ごとに異なり、必要書類も利用される方の事情により異なる場合があります。特に初めてご利用の方は必ず事前に窓口で専門相談員にご相談ください。
- ・ 区にあっせんを申込み前に、審査を申込み予定の金融機関にも事前相談を済ませておいてください。
- ・ 「小口資金」枠によるあっせんの融資は、信用保証協会による「小口零細企業保証制度（100%保証）」の適用が条件となります。区にあっせんを申込み前に、信用保証協会の利用状況を必ずご確認ください。

あっせん申込から利子補給までの流れ



その他の注意事項

【本資金の利用要件】

- ・融資あっせん対象の基本要件を備えていること。ただし、常時使用する従業員数（役員、家族従業員を除く）が、20人（卸売・小売・サービス業にあつては5人）以下の小規模事業者であること。
- ・区内に営業実態のある住所（個人にあつては住民登録地、法人にあつては登記上の本店所在地）または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること。
- ・前決算期の事業主の総所得（法人にあつては代表者が当該法人から受ける役員報酬）が800万円以下であること。
- ・前決算期の年間売上高が2億円以下であること。

【注意事項】

- ・本資金は、取扱金融機関が特に限定されていますので、必ず事前にご確認ください。
- ・既存の区制度融資を繰上完済すると、信用保証協会から信用保証料の一部が返戻される場合があります。信用保証料が区の補助によるものだった場合、区にご返納いただきます。区から返納のお願い後、返納が確認できるまでは区制度融資のあつせんを申込むことはできませんのでご注意ください。
- ・区が損失補償し、金融機関から譲渡を受けた債権の当事者（相続人、借受人を代表とする法人、連帯保証人及び当該連帯保証人を代表とする法人を含む。）である場合には、その資金を完済するまではあつせんできません。また、債権の当事者で償還未済額の減免の決定を受けている場合や債権放棄の決定を受けている場合には、当該決定日から10年以上経過するまであつせんできません。
- ・あつせん申込受付後にお渡しするあつせん書の有効期限は、発行から3か月です。有効期限内に貸付が実行されない場合、あつせん書をご利用できません。
- ・信用保証協会の一般枠とは別枠となる保証制度「セーフティネット保証」を利用する場合、所定の区市町村で「認定書」を取得する必要があります。
なお、平成30年4月1日からセーフティネット保証5号は、責任共有制度対象外（100%保証）から責任共有制度対象（80%保証）になります。
- ・住所、社名、代表者もしくは返済条件等を変更している場合、事前に金融機関を通じて「利用者条件変更報告書」もしくは「融資条件変更報告書」をご提出いただく場合があります。
- ・以前のあつせん結果が不明の場合、金融機関から「大田区中小企業融資回答書」をご提出いただくまで新たな区制度融資のあつせん申込ができない場合があります。
- ・以前ご利用の区制度融資を完済していても、金融機関から「大田区中小企業融資償還終了報告書」が未提出だと、新たな区制度融資のあつせん申込ができない場合があります。
- ・保証等の種類は、信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。 ※小口資金は信用保証協会の100%保証が条件です。
- ・国税の納税状況はあつせん後の金融機関等による審査の対象となります。
- ・給与所得者で不動産賃貸業を営んでいる方は、全収入（年金収入を除く）の50%を超える収入を不動産賃貸業から得ていることが確定申告書で確認できた場合のみ対象となります。

【使途に設備資金が含まれる場合】

- ・支払済のものはあつせんの対象外です。